

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第6106772号
(P6106772)

(45) 発行日 平成29年4月5日(2017.4.5)

(24) 登録日 平成29年3月10日(2017.3.10)

(51) Int.Cl.		F I	
HO4N 21/472 (2011.01)		HO4N 21/472	
HO4N 21/431 (2011.01)		HO4N 21/431	
GO6F 3/0484 (2013.01)		GO6F 3/0484	120
GO6F 3/0488 (2013.01)		GO6F 3/0488	

請求項の数 15 (全 28 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2016-9313 (P2016-9313)</p> <p>(22) 出願日 平成28年1月20日 (2016.1.20)</p> <p>審査請求日 平成28年5月18日 (2016.5.18)</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 500257300 ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号</p> <p>(74) 代理人 110002147 特許業務法人酒井国際特許事務所</p> <p>(72) 発明者 小林 大介 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ヤフー株式会社内</p> <p>審査官 後藤 嘉宏</p>
--	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 情報表示プログラム、情報表示装置、情報表示方法および配信装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータに、
 動画像が配置されたコンテンツを表示する表示手順と、
 前記コンテンツのうち前記動画像が配置された領域に接触したまま接触位置を所定の方向に移動する操作が利用者により行われた場合には、前記コンテンツを前記所定の方向にスクロールさせながら前記接触位置に配置された動画像を再生させ、前記接触位置を所定の方向とは逆の方向に移動する操作が利用者により行われた場合には、前記コンテンツを前記所定の方向とは逆の方向にスクロールさせながら前記接触位置に配置された動画像を逆再生させる再生手順と

を実行させるための情報表示プログラム。

【請求項2】

コンピュータに、
 動画像が配置されたコンテンツを表示する表示手順と、
 前記コンテンツのうち前記動画像が配置された領域に接触したまま接触位置を移動させる操作が利用者により行われた場合は、当該接触位置の移動に従って前記コンテンツをスクロールさせるとともに、前記利用者が接触している間、前記スクロールが行われた方向に応じた再生態様で、当該動画像を再生する再生手順と

を実行させるための情報表示プログラム。

【請求項3】

前記再生手順は、前記接触が解除された場合には、当該動画像の再生を停止することを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の情報表示プログラム。

【請求項 4】

前記再生手順は、前記動画像が配置された領域に前記利用者が再度接触した場合は、当該動画像の再生を前回停止した位置から開始する

ことを特徴とする請求項 3 に記載の情報表示プログラム。

【請求項 5】

前記表示手順は、前記コンテンツとして、複数の動画像が配置されたコンテンツを表示し、

前記再生手順は、前記複数の動画像のうち、前記接触位置に配置された動画像を再生する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 4 のうちいずれか 1 つに記載の情報表示プログラム。

【請求項 6】

前記表示手順は、前記コンテンツとして、所定の領域内に前記動画像が配置されたコンテンツを表示し、

前記再生手順は、前記所定の領域に前記利用者が接触している間、当該領域内に配置された動画像を再生する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 5 のうちいずれか 1 つに記載の情報表示プログラム。

【請求項 7】

前記表示手順は、前記コンテンツとして、表示サイズが縦長の動画像が配置されたコンテンツを、縦長の画面上に表示する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 6 のうちいずれか 1 つに記載の情報表示プログラム。

【請求項 8】

前記再生手順は、前記利用者が前記動画像が配置された領域に所定の時間以上接触した場合には、当該接触が解除された場合にも、当該動画像の再生を継続する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 7 のうちいずれか 1 つに記載の情報表示プログラム。

【請求項 9】

前記表示手順は、前記動画像を選択した際に当該動画像が再生させる旨を示す情報をさらに表示する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 8 のうちいずれか 1 つに記載の情報表示プログラム。

【請求項 10】

動画像が配置されたコンテンツを表示する表示部と、

前記コンテンツのうち前記動画像が配置された領域に接触したまま接触位置を所定の方向に移動する操作が利用者により行われた場合には、前記コンテンツを前記所定の方向にスクロールさせながら前記接触位置に配置された動画像を再生させ、前記接触位置を所定の方向とは逆の方向に移動する操作が利用者により行われた場合には、前記コンテンツを前記所定の方向とは逆の方向にスクロールさせながら前記接触位置に配置された動画像を逆再生させる再生部と

を有することを特徴とする情報表示装置。

【請求項 11】

情報表示装置が実行する情報表示方法であって、

動画像が配置されたコンテンツを表示する表示工程と、

前記コンテンツのうち前記動画像が配置された領域に接触したまま接触位置を所定の方向に移動する操作が利用者により行われた場合には、前記コンテンツを前記所定の方向にスクロールさせながら前記接触位置に配置された動画像を再生させ、前記接触位置を所定の方向とは逆の方向に移動する操作が利用者により行われた場合には、前記コンテンツを前記所定の方向とは逆の方向にスクロールさせながら前記接触位置に配置された動画像を逆再生させる再生工程と

を含むことを特徴とする情報表示方法。

【請求項 12】

10

20

30

40

50

動画像が配置されたコンテンツを表示する端末装置に制御情報を配信する配信部を備え

、
前記制御情報は、

動画像が配置されたコンテンツを表示する表示手順と、

前記コンテンツのうち前記動画像が配置された領域に接触したまま接触位置を所定の方向に移動する操作が利用者により行われた場合には、前記コンテンツを前記所定の方向にスクロールさせながら前記接触位置に配置された動画像を再生させ、前記接触位置を所定の方向とは逆の方向に移動する操作が利用者により行われた場合には、前記コンテンツを前記所定の方向とは逆の方向にスクロールさせながら前記接触位置に配置された動画像を逆再生させる再生手順と

10

を実行させることを特徴とする配信装置。

【請求項 13】

動画像が配置されたコンテンツを表示する表示部と、

前記コンテンツのうち前記動画像が配置された領域に接触したまま接触位置を移動させる操作が利用者により行われた場合は、当該接触位置の移動に従って前記コンテンツをスクロールさせるとともに、前記利用者が接触している間、前記スクロールが行われた方向に応じた再生態様で、当該動画像を再生する再生部と

を有することを特徴とする情報表示装置。

【請求項 14】

情報表示装置が実行する情報表示方法であって、

動画像が配置されたコンテンツを表示する表示工程と、

前記コンテンツのうち前記動画像が配置された領域に接触したまま接触位置を移動させる操作が利用者により行われた場合は、当該接触位置の移動に従って前記コンテンツをスクロールさせるとともに、前記利用者が接触している間、前記スクロールが行われた方向に応じた再生態様で、当該動画像を再生する再生工程と

を含むことを特徴とする情報表示方法。

20

【請求項 15】

動画像が配置されたコンテンツを表示する端末装置に制御情報を配信する配信部を備え

、
前記制御情報は、

動画像が配置されたコンテンツを表示する表示手順と、

前記コンテンツのうち前記動画像が配置された領域に接触したまま接触位置を移動させる操作が利用者により行われた場合は、当該接触位置の移動に従って前記コンテンツをスクロールさせるとともに、前記利用者が接触している間、前記スクロールが行われた方向に応じた再生態様で、当該動画像を再生する再生手順と

を実行させることを特徴とする配信装置。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報表示プログラム、情報表示装置、情報表示方法および配信装置に関する

40

【背景技術】

【0002】

従来、スマートフォンやタブレット型 PC (Personal Computer) 等のスマートデバイス、デスクトップ型の PC 等、任意の情報表示装置に情報を表示させる技術が知られている。このような技術の一例として、画面上に動画像が配置されたコンテンツを表示し、動画像が配置された領域が画面内に含まれる場合には、動画像の再生を開始する技術が知られている。

【先行技術文献】

50

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2015-060460号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上記の従来技術では、動画像を含むコンテンツに係る情報の訴求効果が必ずしも高いとは言えない場合がある。例えば、従来技術では、複数の動画像が画面内に含まれる場合は、各動画像の再生を開始してしまうので、各動画像の視認性が悪化する結果、コンテンツに係る情報の訴求効果が悪化してしまう。

10

【0005】

本願は、上記に鑑みてなされたものであって、動画像を含むコンテンツに係る情報の訴求効果を向上させる情報表示プログラム、情報表示装置、情報表示方法および配信装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本願に係る情報表示プログラムは、コンピュータに、動画像が配置されたコンテンツを表示する表示手順と、前記コンテンツのうち前記動画像が配置された領域が選択されている間、当該動画像を再生する再生手順とを実行させることを特徴とする。

【発明の効果】

20

【0007】

実施形態の一態様によれば、動画像を含むコンテンツに係る情報の訴求効果を向上させる情報表示プログラム、情報表示装置、情報表示方法および配信装置を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】図1は、実施形態に係る端末装置が実行する再生処理の一例を示す図である。

【図2】図2は、実施形態に係る配信システムの構成例を示す図である。

【図3】図3は、実施形態に係るコンテンツ配信サーバの構成例を示す図である。

【図4】図4は、実施形態に係るコンテンツデータベースに格納された情報の一例を示す図である。

30

【図5】図5は、実施形態に係る端末装置の構成例を示す図である。

【図6】図6は、実施形態に係る端末装置がスクロール操作中に動画像を再生する処理の一例を示す図である。

【図7】図7は、実施形態に係る端末装置がスクロール操作の内容に応じて動画像の再生態様を制御する処理の一例を示す図である。

【図8】図8は、実施形態に係る端末装置が動画像の再生を継続する処理の一例を示す図である。

【図9】図9は、実施形態に係る端末装置が実行する再生処理の流れの一例を示すフローチャートである。

40

【図10】図10は、ハードウェア構成の一例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0009】

以下に、本願に係る情報表示プログラム、情報表示装置、情報表示方法および配信装置を実施するための形態（以下、「実施形態」と記載する。）について図面を参照しつつ詳細に説明する。なお、この実施形態により本願に係る情報表示プログラム、情報表示装置、情報表示方法および配信装置が限定されるものではない。また、以下の各実施形態において同一の部位には同一の符号を付し、重複する説明は省略される。

【0010】

〔1. 端末装置の一例〕

50

まず、図1を用いて、情報表示プログラムを実行する情報表示装置の一例である端末装置100が実行する処理の一例について説明する。図1は、実施形態に係る端末装置が実行する再生処理の一例を示す図である。図1では、端末装置100によって、複数の動画画像M11～M15が配置されたコンテンツC10を表示する処理の一例について記載する。なお、以下の説明では、各動画画像M11～M15を動画画像M10と総称する場合がある。なお、図1の記載では、動画画像M15の全体については、記載を省略した。

【0011】

また、以下の説明では、端末装置100が有する画面上において、コンテンツC10の上側の端が表示される方向を画面上方向と記載し、画面上においてコンテンツC10の下側の端が表示される方向を画面下方向と記載する。また、端末装置100が有する画面上において、コンテンツC10の左側の端が表示される方向を画面左方向と記載し、画面上においてコンテンツC10の右側の端が表示される方向を画面右方向と記載する。

10

【0012】

図1に示した端末装置100は、スマートフォンやタブレット等のスマートデバイスであり、3G(Generation)やLTE(Long Term Evolution)等の無線通信網を介して任意のサーバ装置と通信を行うことができる携帯端末装置である。また、端末装置100は、液晶ディスプレイ等の画面を有する。

【0013】

ここで、端末装置100が有する画面は、長方形の画面を有しているものとする。より具体的には、端末装置100が有する画面は、縦方向の長さが横方向の長さよりも長い縦長の画面を有するものとする。また、以下の説明では、端末装置100は、画面が縦長となる状態で使用される例について記載するが、実施形態は、これに限定されるものではなく、画面が横長となる状態で使用されてもよい。また、端末装置100には、タッチパネルが採用されているものとする。すなわち、端末装置100の利用者は、指やスタイラスで画面をタッチすることにより各種操作を行う。

20

【0014】

コンテンツC10は、インターネット等のネットワークを介して、端末装置100に配信された各種のウェブコンテンツである。例えば、コンテンツC10には、複数の表示領域C11～C15が並べて配置されている。そして、後述するように、コンテンツC10は、各表示領域C11～C15に動画画像M10が配置されて表示されることとなる。

30

【0015】

ここで、コンテンツC10は、スマートデバイス用に最適化されたウェブページであり、横方向の表示サイズが、端末装置100が有する画面の横方向の表示サイズと同じウェブページであるものとする。また、コンテンツC10は、縦方向の表示サイズが、端末装置100が有する画面の縦方向の表示サイズ以上となるウェブページであるものとする。

【0016】

動画画像M10は、コンテンツC10上に配置された各表示領域C11～C15に配置されて表示されるコンテンツであり、動画画像または動画画像を含むコンテンツである。また、動画画像M10は、縦方向の表示サイズが横方向の表示サイズよりも長い動画画像、すなわち、表示サイズが縦長の動画画像である。

40

【0017】

例えば、動画画像M10は、インターネットを介して配信されるイベントやスポーツ中継等のライブ映像や録画映像、動画配信サービスを介して配信される映画や番組等の動画画像等である。また、動画画像M10は、利用者によって撮影され、SNS(Social Networking Service)やマイクロブログ等に投稿された動画画像であってもよい。なお、動画画像M10が配信される際のデータ形式は、任意のデータ形式が採用可能である。

【0018】

また、図1に示す例では、コンテンツC10のうち、端末装置100が有する画面と同じ表示サイズの領域を表示したため、表示領域C13、C15の表示サイズが他の表示領域C11、C12、C14の表示サイズよりも小さい態様で記載されている。しかしなが

50

ら、実施形態は、これに限定されるものではなく、各表示領域C11～C15は、同じ大きさの表示領域であるものとする。また、コンテンツC10には、表示領域C11～C15以外にも、同じ表示サイズの表示領域が並べて配置されているものとする。

【0019】

また、図1に示す例では、コンテンツC10として、動画像M10が配置される表示領域C11～C15が並べて配置されたコンテンツを記載したが、実施形態は、これに限定されるものではない。例えば、コンテンツC10は、1つの表示領域C11のみが配置され、1つの動画像が表示領域C11に配置されて表示されるといったウェブページであってもよい。

【0020】

ここで、コンテンツC10として表示されるウェブページは、ニュース、天気予報、受信メールのインデックスや内容、フォトビューワ、その他各種のコンテンツが独立したタイル状に配置されたコンテンツであり、タイル状に配置されたコンテンツ(以下、タイルと記載する。)ごとに操作や更新等を行うことができるコンテンツであってもよい。また、例えば、コンテンツC10として表示されるウェブページは、タイルの1つに動画像M11が配置されて表示されるウェブページであってもよい。

【0021】

また、コンテンツC10として表示されるウェブページには、広告に関連するコンテンツが配置されたタイルが随時挿入されてもよい。例えば、コンテンツC10として表示されるウェブページの表示領域M11には、広告に係る動画像M10が配置されてもよい。なお、ウェブページに配置される各タイルの大きさ、配置位置、配置されるタイルの数は、タイルごとに自動で変更されてもよく、利用者の操作に応じて変更されてもよい。また、ウェブページには、検索キーワードを入力するための入力欄や、他のウェブページへのリンク等が含まれていてもよい。また、例えば、図1に示すコンテンツC10は、上述したタイルと同様に、各表示領域C11～C15がスクロールと共に順次読み込まれ、コンテンツC10内に配置されて表示されるコンテンツ、すなわち、利用者のスクロール操作とともに表示領域が追加されていくコンテンツであってもよい。

【0022】

なお、コンテンツC10は、CSS(Cascading Style Sheets)、JavaScript(登録商標)、HTML5、その他の動的なコンテンツを記述可能なスクリプト等により、配置位置や表示位置が設定される結果、利用者の操作等により表示態様が変化するコンテンツであってもよい。例えば、コンテンツC10は、利用者の操作により表示、消去、拡大、縮小、移動、回転、再生、一時停止等の制御が行われる画像、文字、図形、記号、動画像等を含みうるコンテンツである。なお、コンテンツC10は、HTMLやXML等で記述されたウェブページであってもよい。

【0023】

また、コンテンツC10に配置される各動画像M10の全て若しくはその一部は、所定の商品、役務、企業等を広告する動画像、すなわち、広告に関するコンテンツであってもよい。ここで、広告に関するコンテンツとは、営利若しくは非営利の広告だけではなく、ボランティアの募集、公共広告、公共に対する通知、コンテンツC10に関する情報の一部、その他任意のコンテンツであるものとする。

【0024】

すなわち、動画像M10は、いわゆる広告関連の情報を含むコンテンツのみならず、利用者に興味を抱かせ、コンテンツC10に含まれる情報や動画像M10に関する情報、コンテンツC10や動画像M10に関連するコンテンツ(例えば、ランディングページ等)に含まれる情報を広く報知するものであれば、任意の動画像が適用可能である。また、動画像M10には、音声が含まれていてもよく、含まれていなくともよい。

【0025】

このようなコンテンツC10および動画像M10の配信を受付ける場合、端末装置100は、以下の処理を実行する。まず、端末装置100は、利用者の操作に従って、コンテ

10

20

30

40

50

コンテンツ10の配信を受付ける。また、端末装置100は、コンテンツ10に含まれる所定の制御命令に従って、各表示領域C11～C15に配置される動画像M10を取得する。そして、端末装置100は、各表示領域C11～C15に、取得した動画像M10を配置してコンテンツ10を表示する。

【0026】

〔2. 端末装置100が実行する再生処理〕

ここで、複数の動画像M10の再生を自動で開始した場合には、画面内で複数の動画像M10が同時に再生されることとなり、視認性が低下し、利用者が注視しようとする対象がばらける結果、各動画像M10に係る情報の訴求効果が悪化してしまう。また、複数の動画像M10が同時に再生された場合は、利用者の注意がそがれるため、利用者の印象が悪化する恐れがある。また、例えば、コンテンツ10内に1つの動画像M10のみが配置されている場合であっても、動画像M10の再生を自動的に開始した場合には、コンテンツ10に含まれる動画像M10以外のコンテンツを閲覧していた利用者の注意を逸らしてしまい、動画像M10に対する印象を悪化させてしまう。

10

【0027】

そこで、端末装置100は、以下の再生処理を実行する。まず、端末装置100は、動画像M10が配置されたコンテンツ10を表示する。そして、端末装置100は、コンテンツ10のうち動画像M10が配置された領域が利用者によって選択されている間、その動画像M10を再生する。

【0028】

〔2-1. 再生処理〕

まず、端末装置100が実行する再生処理について説明する。例えば、端末装置100は、コンテンツ10の表示領域C11に動画像M11を配置し、表示領域C12に動画像M12を配置し、表示領域C13に動画像M13を配置し、表示領域C14に動画像M14を配置する。同様に、端末装置100は、コンテンツ10に含まれる他の表示領域にも、動画像M10を配置する。そして、端末装置100は、各動画像M10を再生することなく、コンテンツ10を表示する。

20

【0029】

ここで、端末装置100は、利用者が操作を行うために画面上に接触した場合には、接触された画面上の位置である接触位置を検出する。また、端末装置100は、検出した接触位置が、例えば、動画像M11が表示されている領域に含まれている場合には、動画像M11が表示されている領域に利用者が接触したと判定し、動画像M11が表示されている領域に利用者が接触している間、動画像M11の再生を継続する。すなわち、端末装置100は、利用者が動画像M11を選択している間、選択された動画像M11の再生を行う。

30

【0030】

また、端末装置100は、動画像M10が配置された領域の選択が解除された場合は、動画像M10の再生を停止する。例えば、端末装置100は、動画像M11が表示されている領域に利用者が接触している間、動画像M11の再生を継続し、利用者が画面から指を離す等して、画面上に接触しなくなった場合や、接触位置が動画像M11が表示されている領域にふくまれなくなった場合には、動画像M11の再生を停止する。そして、端末装置100は、動画像M11が表示されている領域に再度利用者が接触した場合には、前回停止した再生位置から動画像M11の再生を再開する。

40

【0031】

〔2-2. 動画像M10が配置された領域について〕

ここで、端末装置100は、動画像M10を利用者が選択したとみなせるのであれば、動画像M10が実際に表示された領域に利用者が接触していなくとも、その動画像M10の再生を行ってもよい。例えば、端末装置100は、表示領域C11の表示サイズが動画像M11の表示サイズよりも大きい場合は、動画像M11の周囲に枠があるといった態様で、動画像M11を表示することとなる。

50

【 0 0 3 2 】

このような場合、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 1 の周囲の枠を利用者が選択している場合、すなわち、動画像 M 1 1 が配置された表示領域 C 1 1 が表示されている領域に利用者が接触している場合には、動画像 M 1 1 の再生を行ってもよい。なお、以下の説明では、動画像 M 1 0 が表示されている領域のみならず、動画像 M 1 0 が配置された表示領域が表示された領域に利用者が接触することを、「動画像 M 1 0 に利用者が接触する」と記載する場合がある。

【 0 0 3 3 】

〔 2 - 3 . アテンションについて 〕

ここで、動画像 M 1 0 の再生が自動的に行われない場合、動画像 M 1 0 の再生が行われずにコンテンツ C 1 0 の閲覧が終了してしまう恐れがある。そこで、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 0 を選択した際に選択された動画像 M 1 0 が再生される旨を示す情報をコンテンツ C 1 0 に重畳して表示してもよい。例えば、端末装置 1 0 0 は、「タッチ」等というように、動画像 M 1 0 に触れるよう利用者に求めるテキストが配置されたアテンション表示をコンテンツ C 1 0 に重ねて表示してもよい。

10

【 0 0 3 4 】

〔 2 - 4 . 再生バーの表示について 〕

また、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 0 の再生を開始した場合は、再生位置を示す再生バーを動画像 M 1 0 に重ねて表示してもよい。例えば、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 1 が配置された表示領域 C 1 1 が表示されている領域に利用者が接触した場合には、動画像 M 1 1 の再生を開始するとともに、再生位置を示す再生バー B 1 1 を動画像 M 1 1 と重ねて表示する。この結果、端末装置 1 0 0 は、利用者の指が画面から離れる等して動画像 M 1 1 の選択が解除され、動画像 M 1 1 の再生を停止させた場合にも、動画像 M 1 1 が動画像であり、接触によって再生が再開される旨を利用者に示すことができる。

20

【 0 0 3 5 】

〔 2 - 5 . 再生処理の一例 〕

以下、図 1 を用いて、端末装置 1 0 0 が実行する再生処理の一例を説明する。なお、以下の説明では、複数の動画像 M 1 0 が配置されるコンテンツ C 1 0 を表示する際に実行する再生処理の一例を、第 1 状態 ~ 第 6 状態に分けて説明する。

【 0 0 3 6 】

まず、端末装置 1 0 0 は、複数の表示領域 C 1 1 ~ C 1 5 が配置されたコンテンツ C 1 0 と、各表示領域 C 1 1 ~ C 1 5 に配置する動画像 M 1 0 の配信を受付ける。このような場合、端末装置 1 0 0 は、第 1 状態に示すように、各表示領域 C 1 1 ~ C 1 5 に各動画像 M 1 1 ~ M 1 5 を配置して画面上に表示するとともに、動画像 M 1 1 にタッチするよう示唆するアテンション表示 A 1 0 を表示する。そして、端末装置 1 0 0 は、利用者の指 F 1 0 が画面上に接触した場合や、アテンション表示 A 1 0 を表示してから所定の時間が経過した場合等には、アテンション表示 A 1 0 の表示を取りやめる。

30

【 0 0 3 7 】

ここで、第 2 状態に示すように、利用者の指 F 1 0 が表示領域 C 1 1 若しくは動画像 M 1 1 が表示された領域に接触したものとす。このような場合、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 1 に利用者が接触したものとす。このように、第 3 状態に示すように、動画像 M 1 1 の再生を開始する。また、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 1 のうち再生されている再生位置を示す再生バー B 1 1 を動画像 M 1 1 に重畳して表示する。

40

【 0 0 3 8 】

また、端末装置 1 0 0 は、第 4 状態に示すように、利用者の指 F 1 0 が画面から離れた場合には、動画像 M 1 1 の再生を停止（一時停止）する。そして、端末装置 1 0 0 は、第 5 状態に示すように、利用者の指 F 1 0 が動画像 M 1 1 に接触した場合には、前回停止した再生位置から動画像 M 1 1 の再生を再開する。そして、端末装置 1 0 0 は、第 6 状態に示すように、利用者の指 F 1 0 が動画像 M 1 1 に接触している間、動画像 M 1 1 の再生を継続する。

50

【 0 0 3 9 】

このように、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 0 の再生を自動的に開始するのではなく、利用者によって選択されている間、動画像 M 1 0 の再生を行う。この結果、例えば、端末装置 1 0 0 は、勝手に動画像 M 1 0 の再生を開始することがないので、コンテンツ C 1 0 の閲覧を妨げない。この結果、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 0 やコンテンツ C 1 0 に対する印象の悪化を防ぐ結果、コンテンツ C 1 0 や動画像 M 1 0 に関連する情報の訴求効果を向上させることができる。

【 0 0 4 0 】

また、端末装置 1 0 0 は、コンテンツ C 1 0 として、表示サイズが縦長の動画像 M 1 0 が配置されたコンテンツ C 1 0 を、縦長の画面上に表示する。しかしながら、縦長の動画像 M 1 0 を縦長の画面上に表示した場合には、縦長の動画像 M 1 0 を横長の画面上に表示した際よりも、動画像 M 1 0 の画面占有率が高くなりやすい。このため、縦長の動画像 M 1 0 を縦長の画面上で自動的に再生した場合、コンテンツ C 1 0 全体の視認性が大きく悪化してしまう。しかしながら、端末装置 1 0 0 は、利用者によって選択されている間のみ動画像 M 1 0 を再生するので、コンテンツ C 1 0 の視認性の悪化を防ぐことができる。

【 0 0 4 1 】

〔 2 - 6 . 継続再生について 〕

なお、動画像 M 1 0 の再生を継続させるために動画像 M 1 0 に指等を接触させ続けた場合には、操作性が悪化してしまう。そこで、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 0 に利用者が接触した時間が所定の時間を超えた場合には、利用者が指を画面から離れた場合にも、その動画像 M 1 0 の再生を継続してもよい。また、端末装置 1 0 0 は、再生されている動画像 M 1 0 に利用者が接触し、再度指が画面から離された場合には、動画像 M 1 0 の再生を停止してもよい。

【 0 0 4 2 】

〔 2 - 7 . スクロール操作との関係について 〕

ここで、利用者は、画面上に指を接触させ、そのまま指を離す事無く接触位置を移動させることで、コンテンツ C 1 0 の表示位置を移動させるスクロール操作を行う場合がある。このようなスクロール操作においては、コンテンツ C 1 0 のうち利用者の指が接触した位置が接触位置に追従するように、コンテンツ C 1 0 の表示位置を移動させることとなる。そこで、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 0 に接触したままスクロール操作が行われた場合には、動画像 M 1 0 の再生を継続させつつ、動画像 M 1 0 が配置されたコンテンツ C 1 0 をスクロールさせることとなる。

【 0 0 4 3 】

また、端末装置 1 0 0 は、スクロール操作の方向やスクロール操作が行われた量等、スクロール操作の内容に基づいて、選択されている動画像 M 1 0 の再生態様を変化させてもよい。例えば、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 0 に接触したままコンテンツ C 1 0 を画面上方向へとスクロールさせるスクロール操作（以下、上スクロール操作と記載する。）が行われた場合には、動画像 M 1 0 を再生させ、コンテンツ C 1 0 を画面下方向へとスクロールさせるスクロール操作（以下、下スクロール操作と記載する。）が行われた場合には、動画像 M 1 0 を逆再生させてもよい。

【 0 0 4 4 】

また、端末装置 1 0 0 は、スクロール操作の量に応じて、動画像 M 1 0 の再生位置を制御してもよい。例えば、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 0 に接触したまま上スクロール操作が行われた場合は、動画像 M 1 0 の再生位置をスクロール量に応じた再生位置まで進め、動画像 M 1 0 に接触したまま下スクロール操作が行われた場合は、動画像 M 1 0 の再生位置をスクロール量に応じた再生位置まで戻してもよい。

【 0 0 4 5 】

〔 2 - 8 . 動画像の選択について 〕

なお、上述した例では、スマートデバイス等のタッチパネルを有する端末装置 1 0 0 が、利用者が接触した動画像 M 1 0 の再生を行う再生処理について記載した。しかしながら

10

20

30

40

50

、実施形態は、これに限定されるものではない。すなわち、端末装置100は、利用者が動画像M10を選択したことを検出することができるのであれば、任意の態様で、選択された動画像M10の再生を行ってよい。

【0046】

例えば、端末装置100は、マウス等の入力装置を介して利用者が操作するカーソルの位置が、動画像M10が配置された領域と重なった場合には、動画像M10の再生を開始してもよい。また、端末装置100は、プロジェクター等を用いてコンテンツC10を投影している場合に、利用者が投影された動画像M10に接触した場合や、動画像M10を指示棒またはレーザーポインター等で選択した場合には、動画像M10の再生を開始してもよい。すなわち、端末装置100は、利用者によって選択された動画像M10を、選択

10

【0047】

〔2-9.ランディングページについて〕

ここで、端末装置100は、利用者が選択した際に所定のランディングページに遷移可能な動画像M10を表示してもよい。例えば、端末装置100は、利用者が動画像M10をタップした場合には、動画像M10に関連するランディングページを表示してもよい。

【0048】

〔2-10.実行主体について〕

なお、上記では説明を省略したが、端末装置100は、上述した再生処理を任意の手法で実現することができる。例えば、端末装置100は、上述した再生処理を端末装置100に実行させるアプリケーションをあらかじめダウンロードし、任意のタイミングでアプリケーションを実行することで、上述した処理を実現してもよい。

20

【0049】

また、端末装置100は、コンテンツC10の配信や、動画像M10の配信と同時に、上述した再生処理を実行させる制御情報の配信を受付ける。そして、端末装置100は、制御情報に従って上記した再生処理を行ってもよい。このような制御情報は、例えば、コンテンツC10に埋め込まれたJavaScript(登録商標)やCSS(Cascading Style Sheets)等のスクリプト言語により実現可能である。以下、このような制御情報に従って、図1に示す再生処理を実行する端末装置100等について説明する。

30

【0050】

〔3.配信システムの構成〕

以下、上記した再生処理を実現する端末装置100等について説明する。まず、図2を用いて、実施形態に係る端末装置100を有する配信システム1の構成について説明する。図2は、実施形態に係る配信システムの構成例を示す図である。図2に示すように、配信システム1は、端末装置100と、登録端末10と、コンテンツ配信サーバ20がインターネットやLAN(Local Area Network)等のネットワークNを介して、有線または無線により通信可能に接続される。なお、図2に示す配信システム1には、複数台の端末装置100、複数台の登録端末10、および複数台のコンテンツ配信サーバ20が含まれていてもよい。

40

【0051】

端末装置100は、ウェブページを閲覧する利用者によって利用される情報処理装置である。例えば、端末装置100は、スマートフォン等の携帯電話機や、タブレット端末や、PDA(Personal Digital Assistant)や、デスクトップ型PC(Personal Computer)や、ノート型PC等である。端末装置100は、利用者による操作にしたがって、コンテンツ配信サーバ20から、上述した再生処理を実現される制御情報と共に、コンテンツC10や動画像M10を取得する。そして、端末装置100は、取得したコンテンツC10や動画像M10を表示するとともに、上述した再生処理を実現する。

【0052】

登録端末10は、コンテンツ配信サーバ20が配信する動画像M10の登録を行うため

50

の情報処理装置であり、例えばスマートフォン等の携帯電話機やタブレット端末、各種PC、サーバ装置等により実現される。例えば、登録端末10は、SNS等の利用者が使用する端末装置であり、コンテンツ配信サーバ20により配信される動画像M10の撮影を行い、撮影を行った動画像M10をコンテンツ配信サーバ20に登録する。また、登録端末10は、例えば、広告主や広告代理店等が使用する情報処理装置であり、広告に係る動画像M10をコンテンツ配信サーバ20に登録する。

【0053】

コンテンツ配信サーバ20は、コンテンツC10や動画像M10の配信を行うサーバ装置であり、単一の情報処理装置又はクラウドシステム等の複数の情報処理装置により実現される。例えば、コンテンツ配信サーバ20は、登録端末10から受付けた動画像M10を、コンテンツC10に配置する動画像M10として記憶する。そして、コンテンツ配信サーバ20は、端末装置100からコンテンツC10の配信要求を受付けた場合には、上述した再生処理を実現するための制御情報をコンテンツC10と共に端末装置100へと配信するとともに、コンテンツC10に配置される動画像M10を配信する。

10

【0054】

なお、コンテンツ配信サーバ20は、コンテンツC10として、ポータルサイト、ニュースサイト、オークションサイト、天気予報サイト、ショッピングサイト、ファイナンス(株価)サイト、路線検索サイト、地図提供サイト、旅行サイト、飲食店紹介サイト、ウェブログなどに関連する各種情報がタイル状に配置されたウェブページを端末装置100に配信してもよい。また、コンテンツ配信サーバ20は、このようなウェブページの配信を行う場合、広告に係る動画像M10の配信を行ってもよい。

20

【0055】

〔4.コンテンツ配信サーバの構成〕

次に、図3を用いて、実施形態に係るコンテンツ配信サーバ20の構成について説明する。図3は、実施形態に係るコンテンツ配信サーバの構成例を示す図である。図3に示すように、コンテンツ配信サーバ20は、通信部21と、記憶部22と、制御部23とを有する。

【0056】

通信部21は、例えば、NIC(Network Interface Card)等によって実現される。そして、通信部21は、ネットワークNと有線または無線で接続され、端末装置100や登録端末10やコンテンツ配信サーバ20との間で情報の送受信を行う。

30

【0057】

記憶部22は、例えば、RAM(Random Access Memory)、フラッシュメモリ(Flash Memory)等の半導体メモリ素子、または、ハードディスク、光ディスク等の記憶装置によって実現される。また、記憶部22は、コンテンツC10や、登録端末10から入稿された動画像M10が登録されるコンテンツデータベース24を記憶する。

【0058】

ここで、図4は、実施形態に係るコンテンツデータベースに格納された情報の一例を示す図である。図4に示した例では、コンテンツデータベース24は、「コンテンツID」、「配信コンテンツ」、「インプレッション数」、「再生回数」等といった項目を有する情報が登録される。なお、コンテンツデータベース24は、コンテンツと利用者とのマッチングを行うための情報や、CTR(Click Through Rate)といった情報をさらに記憶してもよい。

40

【0059】

「コンテンツID」は、配信対象となるコンテンツC10を識別するための識別情報である。「配信コンテンツ」は、配信対象となるコンテンツC10のデータや、コンテンツC10に配置される各動画像M10のデータである。また、「インプレッション数」は、対応付けられた配信コンテンツが画面上に表示された回数、すなわち、対応付けられた動画像M10が画面上に表示された回数である。「再生回数」は、対応付けられた配信コンテンツが再生された回数、すなわち、対応付けられた動画像M10を利用者が選択し、そ

50

の動画像 M 1 0 が再生された回数である。なお、コンテンツデータベース 2 4 には、「コンテンツ ID」が示すコンテンツ C 1 0 のデータが、配信コンテンツと共に登録されているものとする。

【 0 0 6 0 】

例えば、図 4 に示す例では、コンテンツデータベース 2 4 は、コンテンツ ID 「 C 1 0 」が示すコンテンツ C 1 0 に配置される動画像として、動画像 M 1 1 ~ M 1 3 等が登録されている旨を示す。また、コンテンツデータベース 2 4 は、端末装置 1 0 0 といった配信先の情報処理装置により動画像 M 1 1 が「 5 0 0 」回表示されており、利用者が選択することにより「 2 5 0 」回再生された旨を示す。また、コンテンツデータベース 2 4 は、配信先の情報処理装置により動画像 M 1 2 が「 4 5 0 」回表示されており、利用者が選択することにより「 5 0 」回再生された旨を示す。また、コンテンツデータベース 2 4 は、配信先の情報処理装置により動画像 M 1 3 が「 4 5 0 」回表示されており、利用者が選択することにより「 1 0 0 」回再生された旨を示す。

10

【 0 0 6 1 】

なお、配信コンテンツとして広告に係る動画像 M 1 0 が登録されている場合、このような動画像 M 1 0 には、インプレッション数のみならず、対価の支払いに対して保証されているインプレッション数であるインプレッション保証数や、対価の額が対応付けて登録されることとなる。また、クリック課金形式で広告に関する動画像 M 1 0 が配信される場合には、コンテンツデータベース 2 4 には、動画像 M 1 0 のインプレッション数、再生回数、動画像 M 1 0 が表示または再生された際の課金額、CTR の値、1 インプレッションあたりの報酬として広告主が設定した広告料金である入札価格等が登録される。

20

【 0 0 6 2 】

図 3 に戻って、説明を続ける。制御部 2 3 は、例えば、CPU (Central Processing Unit) や MPU (Micro Processing Unit) 等によって、コンテンツ配信サーバ 2 0 内部の記憶装置に記憶されている各種プログラムが RAM を作業領域として実行されることにより実現される。また、制御部 2 3 は、例えば、ASIC (Application Specific Integrated Circuit) や FPGA (Field Programmable Gate Array) 等の集積回路により実現される。

【 0 0 6 3 】

図 3 に示すように、制御部 2 3 は、入稿受付部 2 5 と、要求受付部 2 6 と、コンテンツ選択部 2 7 と、配信部 2 8 とを有し、以下に説明する情報処理の機能や作用を実現または実行する。なお、制御部 2 3 の内部構成は、図 3 に示した構成に限られず、後述する情報処理を行う構成であれば他の構成であってもよい。また、制御部 2 3 が有する各処理部の接続関係は、図 3 に示した接続関係に限られず、他の接続関係であってもよい。

30

【 0 0 6 4 】

入稿受付部 2 5 は、登録端末 1 0 から動画像 M 1 0 の入稿を受け付ける。例えば、入稿受付部 2 5 は、コンテンツ C 1 0 に配置して表示される動画像 M 1 0 として、動画像 M 1 1 ~ M 1 5 の入稿を受け付ける。このような場合、入稿受付部 2 5 は、受け付けた動画像 M 1 1 ~ M 1 5 を、コンテンツ C 1 0 のコンテンツ ID と対応付けてコンテンツデータベース 2 4 に登録する。また、入稿受付部 2 5 は、動画像 M 1 1 ~ M 1 5 の配信先となった端末装置 1 0 0 から直接、または、所定のログサーバ等から、動画像 M 1 1 ~ M 1 5 のインプレッション数や、再生回数を収集し、収集したインプレッション数や再生回数をコンテンツデータベース 2 4 に登録する。

40

【 0 0 6 5 】

要求受付部 2 6 は、端末装置 1 0 0 からコンテンツ C 1 0 の取得要求を受け付ける。例えば、要求受付部 2 6 は、コンテンツ C 1 0 の取得要求として、HTTP リクエストを受け付ける。

【 0 0 6 6 】

コンテンツ選択部 2 7 は、要求受付部 2 6 によってコンテンツ C 1 0 の取得要求が受け付けられた場合は、配信対象となるコンテンツ C 1 0 と、コンテンツ C 1 0 に配置される

50

1つまたは複数の動画像M10をコンテンツデータベース24から取得する。そして、コンテンツ選択部27は、取得したコンテンツC10と動画像M10とを配信部28に出力する。

【0067】

なお、コンテンツ選択部27は、コンテンツC10に配置される動画像M10を、コンテンツC10のコンテンツIDと対応づけられた動画像M10の中から選択してもよい。例えば、コンテンツ選択部27は、端末装置100の位置や利用者の属性に基づいて、配信対象となる動画像M10のマッチングを行ってもよい。例えば、コンテンツ選択部27は、インプレッション数やインプレッション保証数の数に基づいて、配信対象となる動画像M10を選択してもよく、入札価格やCTRの値が高い動画像M10を選択してもよい。

10

【0068】

また、コンテンツ選択部27は、コンテンツC10として表示されるウェブページがウェブ検索の結果である場合には、検索クエリとマッチする動画像M10を選択してもよい。すなわち、コンテンツ選択部27は、検索連動型広告と呼ばれる広告配信手法を用いて、広告に係る動画像M10を選択してもよい。また、コンテンツ選択部27は、利用者の属性情報（サイコグラフィック属性、デモグラフィック属性など）とマッチする動画像M10を選択してもよい。すなわち、コンテンツ選択部27は、ターゲティング配信と呼ばれる広告配信手法を用いて、広告に係る動画像M10を選択してもよい。

【0069】

20

配信部28は、コンテンツC10と動画像M10ともに、端末装置100に対して再生処理を実行させる制御情報を配信する。具体的には、配信部28は、上述した再生処理を実行させる制御情報を含むコンテンツC10を生成し、生成したコンテンツC10とともに、動画像M10を端末装置100に配信する。

【0070】

〔5. 端末装置の構成〕

次に、図5を用いて、実施形態に係る端末装置100の構成について説明する。図5は、実施形態に係る端末装置の構成例を示す図である。図5に示すように、端末装置100は、通信部110と、記憶部120と、入力部130と、出力部140と、制御部150とを有する。なお、端末装置100は、図5に示す機能構成以外にも、任意の機能構成を有していてもよい。

30

【0071】

通信部110は、例えば、NIC等によって実現される。そして、通信部110は、ネットワークNと有線または無線で接続され、コンテンツ配信サーバ20との間で情報の送受信を行う。記憶部120は、例えば、RAM、フラッシュメモリ等の半導体メモリ素子、または、ハードディスク、光ディスク等の記憶装置によって実現される。

【0072】

入力部130は、利用者から各種操作を受け付ける入力装置である。例えば、入力部130は、キーボードやマウスや操作キー等によって実現される。出力部140は、各種情報を表示するための表示装置、すなわち画面であり、液晶ディスプレイ等によって実現される。なお、端末装置100にタッチパネルが採用される場合には、入力部130と出力部140とは一体化される。また、以下の説明では、出力部140を画面と記載する場合がある。

40

【0073】

制御部150は、例えば、CPUやMPU等によって、コンテンツ配信サーバ20内部の記憶装置に記憶されている各種プログラムがRAMを作業領域として実行されることにより実現される。また、制御部150は、例えば、ASICやFPGA等の集積回路により実現される。

【0074】

図5に示すように、制御部150は、要求部151、操作制御部152、表示制御部1

50

53を有し、以下に説明する情報処理の機能や作用を実現または実行する。なお、制御部150の内部構成は、図5に示した構成に限られず、後述する情報処理を行う構成であれば他の構成であってもよい。また、制御部150が有する各処理部の接続関係は、図5に示した接続関係に限られず、他の接続関係であってもよい。

【0075】

要求部151は、操作制御部152からコンテンツC10のURL(Uniform Resource Locator)を受信した場合は、コンテンツ配信サーバ20に対して受信したURLが示すコンテンツC10の取得要求を送信する。

【0076】

操作制御部152は、入力部130を介して受け付けた利用者の操作にしたがって、各種制御を実行する。例えば、操作制御部152は、利用者が接触した画面上の位置である接触位置や、スクロール操作の内容、タップ操作の内容等、利用者の操作の内容を表示制御部153に出力する。

10

【0077】

表示制御部153は、コンテンツC10とともに配信される制御情報を実行することにより、上述した再生処理を実行する。例えば、表示制御部153は、制御部150が、制御情報を実行することで、図5に示すように、表示部154、検出部155、再生部156として動作し、上述した再生処理を実行する。

【0078】

表示部154は、動画像M10動画像が配置されたコンテンツC10を表示する。より具体的には、動画像M10は、コンテンツC10に含まれる各表示領域C11~C15に、縦長の動画像M11~M15を配置して表示する。そして、表示部154は、動画像M11~M15を配置したコンテンツC10と共に、動画像M10を選択した際に選択された動画像M10が再生される旨を示すアテンション表示A10を、画面上に表示する。

20

【0079】

また、表示部154は、利用者の操作に応じて、コンテンツC10の表示態様を変更する。例えば、表示部154は、利用者が画面上でスクロール操作を行った場合には、利用者が行ったスクロール操作に従って、コンテンツC10をスクロールさせる。

【0080】

検出部155は、利用者が選択した動画像M10を検出する。例えば、検出部155は、利用者の指が接触した接触位置を取得する。そして、検出部155は、接触位置が動画像M10または動画像M10が配置された表示領域に含まれているか否かを判定する。そして、検出部155は、接触位置が動画像M10または動画像M10が配置された表示領域に含まれている場合には、その動画像M10を選択された動画像M10として検出する。なお、検出部155は、上述した処理を所定の時間間隔で実行する。このため、検出部155は、例えば、利用者が動画像M11に接触している間、利用者が選択した動画像M10として動画像M11を検出し続けることとなる。

30

【0081】

再生部156は、コンテンツC10のうち動画像M10が配置された領域が利用者によって選択されている間、動画像M10を再生する。より具体的には、再生部156は、動画像M10が表示される領域に利用者が接触している間、その動画像M10の再生を継続する。また、再生部156は、動画像M10が配置された領域の選択が解除された場合、例えば、利用者の指が画面から離れた場合には、動画像M10の再生を停止する。そして、再生部156は、動画像M10が配置された領域が再度選択された場合は、動画像M10の再生を前回停止した再生位置から再開する。

40

【0082】

例えば、再生部156は、利用者が選択した動画像M10として、動画像M11が検出された場合には、動画像M11が検出され続ける間、動画像M11の再生を継続する。そして、再生部156は、利用者が選択した動画像M10が検出されなくなった場合は、動画像M11の再生を停止するとともに、動画像M11のうち、最後に再生された再生位置

50

を記憶する。そして、再生部 156 は、利用者が選択した動画像 M10 として、動画像 M11 が再度検出された場合は、記憶していた再生位置から動画像 M11 の再生を再開する。

【0083】

〔6. 再生処理のバリエーション〕

上記では、図 1 に例示した再生態様を用いながら、端末装置 100 による再生処理の一例について説明した。しかしながら、実施形態は、これに限定されるものではない。以下、端末装置 100 が実行する再生処理のバリエーションについて説明する。なお、以下に説明する再生処理は、例えば表示部 154 や再生部 156 が発揮する機能により実現されるが、実施形態は、これに限定されるものではない。

10

【0084】

〔6-1. スクロール操作中の再生態様〕

上述した例では、端末装置 100 は、利用者が動画像 M10 に接触している間、動画像 M10 の再生を継続した。ここで、端末装置 100 は、利用者が動画像 M10 に接触したままで、コンテンツ C10 をスクロールさせた場合には、動画像 M10 の再生を継続しつつ、コンテンツ C10 をスクロールさせてもよい。

【0085】

例えば、図 6 は、実施形態に係る端末装置がスクロール操作中に動画像を再生する処理の一例を示す図である。なお、図 6 に示す例では、スクロール操作中に行われる再生処理の一例を、第 1 状態～第 6 状態に分けて記載した。また、図 6 に示す例では、動画像 M11 が表示領域 C14 に配置され、動画像 M14 が表示領域 C11 に配置される例について記載した。

20

【0086】

例えば、端末装置 100 は、図 1 と同様に、コンテンツ C10 および動画像 M10 の配信を受付ける。このような場合には、端末装置 100 は、第 1 状態に示すように、動画像 M10 をコンテンツ C10 が有する各表示領域 C11～C15 に配置して表示する。ここで、第 2 状態に示すように、表示領域 C14 若しくは動画像 M11 が表示された領域に利用者の指 F10 が接触し、画面から離れることなくそのまま画面上方向へと接触位置を移動させた場合、すなわち、上スクロール操作が行われたものとする。このような場合、端末装置 100 は、第 3 状態に示すように、動画像 M11 の再生を継続しつつ、コンテンツ C10 を画面上方向にスクロールさせる。

30

【0087】

また、端末装置 100 は、第 3 状態に示すように、利用者の指 F10 が動画像 M11 から離れることなく下スクロール操作を行った場合、第 4 状態に示すように、動画像 M11 の再生を継続させたままで、コンテンツ C10 を画面下方向にスクロールさせる。そして、端末装置 100 は、第 4 状態に示すように、利用者の指 F10 が画面から離れた場合には、動画像 M11 の再生を停止させる。続いて、端末装置 100 は、第 5 状態に示すように、利用者の指 F10 が再度動画像 M11 に接触し、そのまま下スクロール操作を行った場合には、動画像 M11 のうち、前回停止させた再生位置から再度再生させるとともに、第 6 状態に示すように、コンテンツ C10 を画面下方向にスクロールさせる。

40

【0088】

〔6-2. スクロール操作に応じた再生態様の変更〕

また、端末装置 100 は、スクロール操作の内容に基づいて、選択されている動画像 M10 の再生態様を変化させてもよい。例えば、端末装置 100 は、動画像 M11 が表示された領域が選択されたまま上スクロール操作が行われた場合には、スクロール操作の量に応じた分だけ動画像 M11 の再生位置を進めてもよい。また、端末装置 100 は、動画像 M11 が表示された領域が選択されたまま下スクロール操作が行われた場合には、スクロール操作の量に応じた分だけ動画像 M11 の再生位置を戻してもよい。

【0089】

例えば、図 7 は、実施形態に係る端末装置がスクロール操作の内容に応じて動画像の再

50

生態様を制御する処理の一例を示す図である。なお、図7に示す例では、スクロール操作の内容に応じて動画像の再生態様を制御する処理の一例を、第1状態～第6状態に分けて記載した。また、図7に示す例では、図6と同様に、動画像M11が表示領域C14に配置され、動画像M14が表示領域C11に配置される例について記載した。

【0090】

例えば、端末装置100は、コンテンツC10および動画像M10の配信を受付ける。このような場合には、端末装置100は、第1状態に示すように、動画像M10をコンテンツC10が有する各表示領域C11～C15に配置して表示する。ここで、第2状態に示すように、表示領域C14若しくは動画像M11が表示された領域に利用者の指F10が接触した場合には、端末装置100は、動画像M11の再生を開始する。

10

【0091】

ここで、端末装置100は、第3状態に示すように、利用者の指F10が動画像M11に接触したまま上スクロール操作を行った場合には、第4状態に示すように、動画像M11を含むコンテンツC10を画面上方向へとスクロールさせるとともに、上スクロール操作が行われた量だけ、動画像M11の再生位置を進める。すなわち、端末装置100は、上スクロールの量に応じて、動画像M11を早送りする。

【0092】

また、端末装置100は、第4状態に示すように、利用者の指F10が動画像M11に接触したまま下スクロール操作を行った場合には、第5状態に示すように、動画像M11を含むコンテンツC10を画面下方向へとスクロールさせるとともに、下スクロール操作が行われた量だけ、動画像M11の再生位置を戻す。そして、端末装置100は、第5状態に示すように、利用者の指F10がさらに下スクロール操作を行った場合には、第6状態に示すように、コンテンツC10を画面下方向へとスクロールさせるとともに、下スクロール操作が行われた量だけ、動画像M11の再生位置をさらに戻す。すなわち、端末装置100は、上スクロールの量に応じて、動画像M11の再生位置を早戻しする。

20

【0093】

〔6-3.再生の継続〕

また、端末装置100は、動画像M10に利用者が接触した時間が所定の時間を超えた場合には、利用者が指を画面から離れた場合にも、その動画像M10の再生を継続してもよい。例えば、図8は、実施形態に係る端末装置が動画像の再生を継続する処理の一例を示す図である。なお、図8に示す例では、利用者の指F10が動画像M11から離れても、動画像M11の再生を継続する処理の一例を、第1状態～第4状態に分けて記載した。

30

【0094】

例えば、端末装置100は、コンテンツC10と動画像M10との配信を受付けると、第1状態に示すように、コンテンツC10が有する各表示領域C11～C15に動画像M10を配置して表示する。そして、端末装置100は、第1状態に示すように、利用者の指F10が動画像M11に接触した場合には、第2状態に示すように、動画像M11の再生を開始する。

【0095】

ここで、第2状態に示す際に、利用者の指F10が動画像M11に接触した時間が所定の閾値（例えば、3秒）を超えたものとする。このような場合、端末装置100は、第3状態に示すように、利用者の指F10が画面から離された場合であっても、動画像M11の再生を継続する。そして、端末装置100は、第4状態に示すように、動画像M11を最後まで再生する。

40

【0096】

なお、端末装置100は、第3状態に示す際や第4状態に示す際において、利用者の指F10が動画像M11に接触し、その後、利用者の指F10が画面から離れた場合には、動画像M11の再生を停止してもよい。すなわち、端末装置100は、再生を継続している動画像M10が再度選択され、その後、選択が解除された場合には、動画像M10の再生を停止してもよい。

50

【 0 0 9 7 】

〔 6 - 4 . 複数の動画像を再生 〕

また、端末装置 1 0 0 は、同時に複数の動画像 M 1 0 を再生させてもよい。例えば、端末装置 1 0 0 は、利用者が動画像 M 1 1 に所定の時間以上接触していた場合は、指 F 1 0 が動画像 M 1 1 から離れた後も、動画像 M 1 1 の再生を継続する。このような状態において、端末装置 1 0 0 は、利用者の指 F 1 0 が動画像 M 1 2 が配置された領域に接触した場合は、動画像 M 1 1 の再生を継続させつつ、動画像 M 1 2 を再生させてもよい。また、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 2 の再生を開始する場合には、利用者の操作に係らず、動画像 M 1 1 の再生を停止してもよい。

【 0 0 9 8 】

〔 6 - 5 . 動画像の取得について 〕

ここで、コンテンツ C 1 0 の配信時に全ての動画像 M 1 0 のデータを取得した場合には、コンテンツ C 1 0 や動画像 M 1 0 を表示する際のレスポンスが低下する恐れがある。また、コンテンツ C 1 0 に配置される全ての動画像 M 1 0 のデータを取得した場合には、データ通信量が増大し、利用者の印象を悪化させる恐れがある。そこで、端末装置 1 0 0 は、コンテンツ C 1 0 の配信時においては、各動画像 M 1 0 のうち所定の範囲のみをバッファとして取得してもよい。

【 0 0 9 9 】

例えば、端末装置 1 0 0 は、コンテンツ C 1 0 の配信時においては、各動画像 M 1 0 のうち、先頭から 2 0 フレーム分のデータの配信をコンテンツ配信サーバ 2 0 に要求する。このような場合、コンテンツ配信サーバ 2 0 は、各動画像 M 1 0 のうち要求された範囲のみを配信する。そして、端末装置 1 0 0 は、配信された各動画像 M 1 0 をコンテンツ C 1 0 に配置して表示する。

【 0 1 0 0 】

また、端末装置 1 0 0 は、例えば、利用者が動画像 M 1 1 を選択した場合には、選択された動画像 M 1 1 のうち、取得していない範囲のデータの配信要求をコンテンツ配信サーバ 2 0 に送信する。そして、端末装置 1 0 0 は、動画像 M 1 1 のデータを受信しつつ、動画像 M 1 1 の再生を開始してもよい。このような処理を実行することで、端末装置 1 0 0 は、複数の動画像 M 1 0 が配置されたコンテンツ C 1 0 を表示する場合の通信量を削減することができる。

【 0 1 0 1 】

〔 6 - 6 . その他 〕

端末装置 1 0 0 は、上述した任意の処理を適宜組み合わせ、再生処理を実行してもよい。このような組合せは、コンテンツ配信サーバ 2 0 に動画像 M 1 0 を登録する際、利用者や広告主等が任意に設定することができる。そして、コンテンツ配信サーバ 2 0 は、設定された内容の再生処理を端末装置 1 0 0 に実行させる制御情報を生成し、生成した制御情報を端末装置 1 0 0 に配信する。この結果、端末装置 1 0 0 は、上述した任意の処理を広告主の設定に応じて組合せ、実行することができる。

【 0 1 0 2 】

〔 7 . 端末装置 1 0 0 の処理フロー 〕

次に、図 9 を用いて、制御情報を実行した端末装置 1 0 0 が実行する処理の手順について説明する。図 9 は、実施形態に係る端末装置が実行する再生処理の流れの一例を示すフローチャートである。例えば、端末装置 1 0 0 は、利用者の操作に応じてコンテンツ配信サーバ 2 0 から、コンテンツ C 1 0 と各動画像 M 1 0 のうち所定の範囲（例えば、先頭から所定の再生領域まで）を受信する（ステップ S 1 0 1）。次に、端末装置 1 0 0 は、コンテンツ C 1 0 と各動画像 M 1 0 とを受信したか否かを判定し（ステップ S 1 0 2）、受信していないと判定した場合には（ステップ S 1 0 2 : N o）、受信するまで待機する。

【 0 1 0 3 】

そして、端末装置 1 0 0 は、コンテンツ C 1 0 と各動画像 M 1 0 とを受信した場合は（

10

20

30

40

50

ステップS102: Yes)、各動画像M10をコンテンツC10上に配置して表示する(ステップS103)。続いて、端末装置100は、動画像M10が配置された領域が選択されたか否かを判定し(ステップS104)、選択された場合は(ステップS104: Yes)、選択された動画像M10のうち、ダウンロードしていない残りの再生領域の取得を開始するとともに(ステップS105)、選択された動画像M10の再生を開始する(ステップS106)。

【0104】

次に、端末装置100は、選択が解除されたか否かを判定し(ステップS107)、選択が解除されていない場合には(ステップS107: No)、選択された動画像の再生を継続し(ステップS108)、再度ステップS107を実行する。そして、端末装置100は、選択が解除された場合は(ステップS107: Yes)、動画像の再生を停止する(ステップS109)。

10

【0105】

また、端末装置100は、利用者がリンクをタップした等の処理によりコンテンツC10を遷移させるか否かを判定する(ステップS110)。そして、端末装置100は、コンテンツC10を遷移させる場合は(ステップS110: Yes)、コンテンツC10を遷移させ(ステップS111)、処理を終了する。

【0106】

一方、端末装置100は、コンテンツC10を遷移させない場合は(ステップS110: No)、ステップS104を実行する。また、端末装置100は、動画像M10が配置された領域が選択されていない場合は(ステップS104: No)、選択されるまで待機する。

20

【0107】

〔8.変形例〕

上記では、図1、図6～図8に例示した表示態様を用いながら、端末装置100による再生処理の一例について説明した。しかしながら、実施形態は、これに限定されるものではない。以下、端末装置100が実行する再生処理のバリエーションについて説明する。

【0108】

〔8-1.表示方向について〕

上述した端末装置100は、縦長の画面に縦長の動画像M10を表示し、利用者が動画像M10を選択している間、動画像M10を再生した。しかしながら、実施形態は、これに限定されるものではない。例えば、端末装置100は、横長の画面に横長の動画像M10を表示する際に、上述した各種の再生処理を実行してもよい。また、端末装置100は、ウェブページ等の任意のコンテンツと共に、広告に関する動画像等、任意の動画像M10を表示する際に、上述した再生処理を実行してもよい。

30

【0109】

例えば、端末装置100は、コンテンツC10として、文字列、模様、画像、動画像、ゲーム、または音声等を含む任意のコンテンツを表示してもよい。また、端末装置100は、広告に関するコンテンツC10やゲーム等を含むコンテンツC10、ゲーム、地図、音楽再生画面、動画再生画面等に係るコンテンツC10を表示してもよい。また、端末装置100は、動画像M10そのものを表示せずとも、例えば、動画像M10を含むコンテンツをコンテンツC10が有する表示領域C11～C15に配置して表示してもよい。なお、コンテンツC10に含まれる文字列、模様、画像、動画像、ゲーム、音声等は、広告に関するものに限定されるものではない。

40

【0110】

また、例えば、端末装置100は、コンテンツC10としてゲームコンテンツを表示する際、ゲームのメニューやチュートリアル等の補助コンテンツを動画像M10として表示してもよい。また、端末装置100は、ゲームの実行時、フラッシュやCSS等の技術により作成されたインタラクティブ形式のウェブページの表示を行う際に動画像M10を表示して再生処理を実行してもよい。また、端末装置100は、SNS(Social Networki

50

ng Service)のコンテンツ、メッセージアプリケーションの画面、カメラアプリケーションの画面、その他任意のコンテンツC10とともに、動画像M10を表示して、上述した再生処理を実行してもよい。

【0111】

〔8-2. 制御情報について〕

上記した端末装置100は、コンテンツ配信サーバ20がコンテンツC10とともに配信する制御情報を用いて、上記した再生処理を実行した。しかしながら、実施形態は、これに限定されるものではない。例えば、端末装置100は、再生処理を端末装置100に実行させるアプリケーションをあらかじめダウンロードし、このようなアプリケーションを実行することで、上述した再生処理を実現してもよい。

10

【0112】

また、端末装置100は、再生処理を実行する情報表示プログラムを含むアプリケーションをダウンロードし、このようなアプリケーションのインストールにより、再生処理を実現可能としてもよい。また、端末装置100は、再生処理を実行する情報表示プログラムの配信を受付けた後に、情報表示プログラムを使用して表示する旨が規定されたコンテンツC10を受信すると、配信された情報表示プログラムを実行し、受信したコンテンツC10と動画像M10とを表示する際に再生処理を実現してもよい。また、端末装置100は、情報表示プログラムを実行する一方で、再生処理においてどのような態様で動画像M10を再生するのか、どのような状態の際に動画像M10が選択されたかとするかといった条件を示す情報の指定をコンテンツ配信サーバ20から受付けてもよい。

20

【0113】

〔8-3. 装置構成〕

また、上記実施形態では、配信システム1に、コンテンツ配信サーバ20が含まれる例を示したが、コンテンツ配信サーバ20は、例えば、ウェブページ等のコンテンツC10を配信するウェブサーバと、コンテンツC10に配置される動画像M10の配信を行う動画像サーバとが協調して動作することにより実現されてもよい。例えば、端末装置100は、ウェブサーバからコンテンツC10の配信を受付けるとともに、コンテンツC10に含まれる動画像の取得指示に従って、動画像サーバから動画像M10の配信を受付ける。そして、端末装置100は、コンテンツC10に動画像M10を配置して表示してもよい。また、ウェブサーバと動画像サーバとが協調して動作する場合、上述した再生処理を端末装置100に実行させる制御情報は、ウェブサーバが配信してもよく、動画像サーバが配信してもよい。

30

【0114】

また、ウェブサーバは、コンテンツC10を配信する際に、動画像サーバから動画像M10を受付け、コンテンツC10に動画像M10を配置した状態で端末装置100に配信してもよい。また、動画像サーバが、動画像M10を配信する際に、上述した再生処理を実行する制御情報を配信してもよい。

【0115】

〔8-4. ログについて〕

ここで、端末装置100は、動画像M10ごとに、各種のログを取得してもよい。例えば、端末装置100は、動画像M10が表示されたか否かを示すログや、利用者によって動画像M10が選択された回数のログ、動画像M10が再生された回数を示すログを取ってもよい。また、端末装置100は、動画像M10の表示回数、選択回数、選択回数だけでなく、動画像M10が表示された位置を示すログや、動画像M10のうち再生された再生位置を示すログを取ってもよい。

40

【0116】

また、端末装置100は、ランディングページが表示されたか否か、どのランディングページが表示されたか、動画像M10が選択された際に、動画像M10のうちどの範囲が表示または再生されていたか、動画像M10のうちどの位置が選択されたか、どのタイミングで動画像M10が選択されたかを示すログを取ってもよい。また、端末装置100は

50

、動画像M10が表示された時間を示すログを取ってもよい。また、端末装置100は、動画像M10が選択されたタイミングや、動画像M10の再生回数、動画像M10の一時停止を行なわれたか否か、一時停止を行った位置、再度動画像M10の再生を行ったか否か等、動画像M10に対する操作に関連した各種のログを取ってもよい。また、端末装置100は、動画像M10を選択しながらスクロール操作が行われたか否か、スクロール操作の際に動画像M10の再生態様をどのように制御したか等を示すログを取得してもよい。

【0117】

例えば、端末装置100は、動画像M10の再生が行われる前にコンテンツC10の閲覧が終了した場合は、動画像M10が閲覧されていない旨のログ等を取得してもよい。一方で、端末装置100は、動画像M10が再生された場合には、動画像M10が表示された旨のログを取得してもよい。また、端末装置100は、動画像M10が配置された領域に利用が接触し続けた時間を示すログを取得してもよい。

10

【0118】

このように端末装置100が取得したログは、動画像M10のインプレッション数やCTRの更新、動画像M10の表示または再生に対する課金処理、および、広告主に広告効果を報告する際等に有用なログとなる。例えば、動画像M10が複数回表示された場合は、利用者が動画像M10に興味を有したと予測される。また、動画像M10が何度も選択された場合、動画像M10が再生され続けた場合にも、利用者が動画像M10に興味を有したと予測される。また、動画像M10の再生時間が長ければ長い程、利用者が動画像M10に興味を有したと予測される。

20

【0119】

このため、動画像M10の表示回数、再生回数、表示時間、再生時間等を示すログや、スクロール操作やタップ操作を示すログ、動画像M10に接触したか否か、接触した回数、接触した時間等を示すログ等は、利用者の動画像M10に対する認知度を示す指標になりえる。そこで、コンテンツ配信サーバ20は、取得された各ログを用いて、動画像M10のインプレッション数の更新等を行ってもよい。また、コンテンツ配信サーバ20は、動画像M10が広告に関する動画像M10である場合には、各種のログに基づいて、課金額の変更等を行ってもよい。例えば、コンテンツ配信サーバ20は、動画像M10の表示回数、再生回数、表示時間、再生時間等に応じて、課金額を変更してもよい。

30

【0120】

また、端末装置100は、利用者が動画像M10を選択した場合は、動画像M10が何回再生されたか、どの再生範囲が再生されているか等に応じて、ランディングページを出し分けてもよい。また、端末装置100は、同一のランディングページを取得するとともに、このようなランディングページを配信するサーバに対して、取得したログの内容等を通知し、ランディングページに配置するコンテンツを変更させてもよい。

【0121】

〔8-5. 端末装置の操作記録〕

また、上述してきた端末装置100は、動画像M10を配信した際に、利用者がどれだけ端末装置100を操作したかという記録をコンテンツ配信サーバ20に送信してもよい。具体的には、端末装置100は、動画像M10が配信された際におけるスクロール操作の内容や回数、接触位置、利用者が画面に触れ続けた時間、利用者がコンテンツC10や動画像M10に対して行った操作の回数や時間、動画像M10を再生した回数や再生時間等を記録する。

40

【0122】

また、端末装置100は、動画像M10を表示させた回数、コンテンツC10をリロードした回数、動画像M10や動画像M10が配置されたコンテンツC10を特定する情報について端末装置100からの発信操作（例えば、SNSへの書き込みなど）など、利用者が端末装置100に対して行う種々の操作を記録することもできる。そして、端末装置100は、操作履歴に関する情報をコンテンツ配信サーバ20に送信する。

50

【 0 1 2 3 】

このような場合、コンテンツ配信サーバ 2 0 は、端末装置 1 0 0 から配信された操作履歴に関する情報を集計し、このような情報について分析した情報をさらに取得する。例えば、コンテンツ配信サーバ 2 0 は、ウェブページ C 1 0 と動画像 M 1 0 を配信する際に、制御情報を配信した場合と、制御情報を配信しなかった場合とについて、利用者が動画像 M 1 0 を選択した回数や動画像 M 1 0 の再生回数、再生時間、ウェブページ C 1 0 を閲覧し続けた時間、動画像 M 1 0 の C T R などの広告効果の指標を比較した情報などを取得する。

【 0 1 2 4 】

ここで、制御情報とともに動画像 M 1 0 を配信した際に行われた操作の履歴は、広告効果を示す指標となりうる。すなわち、実施形態に係る制御情報を伴う動画像 M 1 0 が表示された場合には、利用者によって動画像 M 1 0 自体が選択されることにより動画像 M 1 0 の先のウェブページ（ランディングページ）が表示されることのみならず、動画像 M 1 0 が配置されたコンテンツ C 1 0 に対して利用者がどれだけ操作を行ったか（つまり、利用者がどれだけ画面の表示態様を変化させたか）という操作履歴自体が利用者の動画像 M 1 0 への興味を示す指標といえる。

10

【 0 1 2 5 】

例えば、コンテンツ配信サーバ 2 0 は、利用者が動画像 M 1 0 を選択したままでコンテンツ C 1 0 をスクロールさせたか否か、スクロール操作を行った時間や回数、スクロールの方向、スクロール量、動画像 M 1 0 の一時停止を行った回数や動画像 M 1 0 の再生時間等といった情報を取得することで、実施形態に係る制御情報を伴う動画像 M 1 0 を表示した際に、動画像 M 1 0 が広く伝えようとする情報、すなわち広告に対する関心をどれくらい発生させたかを示す指標を提供することができる。

20

【 0 1 2 6 】

したがって、コンテンツ配信サーバ 2 0 は、登録端末 1 0 に端末装置 1 0 0 の操作履歴に関する情報を送信することにより、実施形態に係る動画像 M 1 0 の広告効果の指標を示すレポートとすることができる。なお、コンテンツ配信サーバ 2 0 は、登録端末 1 0 に端末装置 1 0 0 の操作履歴に関する情報やログをそのまま送信してもよい。

【 0 1 2 7 】

これにより、コンテンツ配信サーバ 2 0 は、端末装置 1 0 0 における実施形態に係る制御情報を伴う動画像 M 1 0 の表示態様の有用性を広告主に示すことができる。

30

【 0 1 2 8 】

〔 8 - 6 . その他 〕

また、上記実施形態において説明した各処理のうち、自動的に行われるものとして説明した処理の全部または一部を手動的に行うこともでき、あるいは、手動的に行われるものとして説明した処理の全部または一部を公知の方法で自動的に行うこともできる。この他、上記文書中や図面中で示した処理手順、具体的名称、各種のデータやパラメータを含む情報については、特記する場合を除いて任意に変更することができる。例えば、各図に示した各種情報は、図示した情報に限られない。

【 0 1 2 9 】

また、図示した各装置の各構成要素は機能概念的なものであり、必ずしも物理的に図示の如く構成されていることを要しない。すなわち、各装置の分散・統合の具体的形態は図示のものに限られず、その全部または一部を、各種の負荷や使用状況などに応じて、任意の単位で機能的または物理的に分散・統合して構成することができる。例えば、図 5 に示した表示部 1 5 4、検出部 1 5 5、再生部 1 5 6 は統合されてもよい。

40

【 0 1 3 0 】

また、上記してきた各実施形態は、処理内容を矛盾させない範囲で適宜組み合わせることが可能である。

【 0 1 3 1 】

〔 8 - 7 . プログラム 〕

50

また、上述してきた実施形態に係る端末装置 100 は、例えば図 10 に示すような構成のコンピュータ 1000 によって実現される。図 10 は、ハードウェア構成の一例を示す図である。コンピュータ 1000 は、出力装置 1010、入力装置 1020 と接続され、演算装置 1030、一次記憶装置 1040、二次記憶装置 1050、出力 I F (Interface) 1060、入力 I F 1070、ネットワーク I F 1080 がバス 1090 により接続された形態を有する。

【0132】

演算装置 1030 は、一次記憶装置 1040 や二次記憶装置 1050 に格納されたプログラムや入力装置 1020 から読み出したプログラム等に基づいて動作し、各種の処理を実行する。一時記憶装置 1040 は、RAM 等、演算装置 1030 が各種の演算に用いるデータを一次的に記憶するメモリ装置である。また、二次記憶装置 1050 は、演算装置 1030 が各種の演算に用いるデータや、各種のデータベースが登録される記憶装置であり、ROM (Read Only Memory)、HDD、フラッシュメモリ等により実現される。

10

【0133】

出力 I F 1060 は、モニタやプリンタといった各種の情報を出力する出力装置 1010 に対し、出力対象となる情報を送信するためのインタフェースであり、例えば、USB (Universal Serial Bus) や DVI (Digital Visual Interface)、HDMI (登録商標) (High Definition Multimedia Interface) といった規格のコネクタにより実現される。また、入力 I F 1070 は、マウス、キーボード、およびスキャナ等といった各種の入力装置 1020 から情報を受信するためのインタフェースであり、例えば、USB 等により実現される。

20

【0134】

なお、入力装置 1020 は、例えば、CD (Compact Disc)、DVD (Digital Versatile Disc)、PD (Phase change rewritable Disk) 等の光学記録媒体、MO (Magneto-Optical disk) 等の光磁気記録媒体、テープ媒体、磁気記録媒体、または半導体メモリ等から情報を読み出す装置であってもよい。また、入力装置 1020 は、USB メモリ等の外付け記憶媒体であってもよい。

【0135】

ネットワーク I F 1080 は、ネットワーク N を介して他の機器からデータを受信して演算装置 1030 へ送り、また、ネットワーク N を介して演算装置 1030 が生成したデータを他の機器へ送信する。

30

【0136】

演算装置 1030 は、出力 I F 1060 や入力 I F 1070 を介して、出力装置 1010 や入力装置 1020 の制御を行う。例えば、演算装置 1030 は、入力装置 1020 や二次記憶装置 1050 からプログラムを一次記憶装置 1040 上にロードし、ロードしたプログラムを実行する。

【0137】

例えば、コンピュータ 1000 が端末装置 100 として機能する場合、コンピュータ 1000 の演算装置 1030 は、一次記憶装置 1040 上にロードされたプログラムを実行することにより、制御部 150 の機能を実現する。

40

【0138】

〔9. 効果〕

上述したように、端末装置 100 は、動画像 M10 が配置されたコンテンツ C10 を表示し、コンテンツ C10 のうち動画像 M10 が配置された領域が利用者によって選択されている間、その動画像 M10 を再生する。例えば、端末装置 100 は、コンテンツ C10 が表示された画面上のうち、動画像 M10 が表示されている領域に利用者が接触している間、その動画像 M10 を再生する。このため、端末装置 100 は、動画像 M10 を含むコンテンツ C10 に関連する情報の訴求効果を向上させることができる。

【0139】

すなわち、端末装置 100 は、動画像 M10 の再生を自動的に開始するのではなく、利

50

ユーザーによって選択されている間、すなわち、利用者が動画像M10に興味を有している場合に動画像M10の再生を行う。この結果、端末装置100は、動画像M10やコンテンツC10に対する印象の悪化を防ぐ結果、コンテンツC10や動画像M10に関連する情報の訴求効果を向上させることができる。また、利用者は、動画像M10の再生を継続させるためには、動画像M10を選択し続けることとなる。このため、端末装置100は、利用者に動画像M10を注視させ続ける結果、動画像M10に関連する情報の訴求効果を向上させることができる。

【0140】

また、端末装置100は、動画像M10が配置された領域の選択が解除された場合には、その動画像M10の再生を停止する。このため、端末装置100は、動画像M10を再生させたものの、利用者が動画像M10に対する興味を失った場合には、動画像M10の再生を停止するので、動画像M10に対する印象の悪化を防ぐことができる。

10

【0141】

また、端末装置100は、動画像M10が配置された領域が再度選択された場合は、その動画像M10の再生を前回停止した位置から開始する。このため、端末装置100は、利用者の選択に応じて、動画像M10の再生を進めるので、動画像M10に対する利用者の興味を生じさせる結果、動画像M10に関連する情報の訴求効果を向上させることができる。

【0142】

また、端末装置100は、コンテンツC10として、複数の動画像M11～M15が配置されたコンテンツC10を表示し、複数の動画像M11～M15のうち、配置された領域が選択されている動画像を再生する。このため、端末装置100は、コンテンツC10や動画像M11～M15の視認性の悪化を防ぐ結果、動画像M10に関連する情報の訴求効果を向上させることができる。

20

【0143】

また、端末装置100は、コンテンツC10として、表示領域C11内に動画像M11が配置されたコンテンツC10を表示し、表示領域C11が選択されている間、動画像M11を再生する。このため、端末装置100は、動画像M11が選択されていると判断することができるような際に、動画像M11の再生を行うことができる。

【0144】

また、端末装置100は、コンテンツC10として、表示サイズが縦長の動画像M10が配置されたコンテンツC10を、縦長の画面上に表示する。このため、端末装置100は、動画像M10やコンテンツC10の視認性の悪化を防ぐことができる。

30

【0145】

また、端末装置100は、動画像M10が表示されている領域が選択されたままでコンテンツC10をスクロールさせる操作が行われた場合には、動画像M10の再生を継続しつつコンテンツC10をスクロールさせる。このように、端末装置100は、動画像M10に対して興味を有する利用者がスクロール操作を行った場合には、動画像M10の再生を継続させたまま、コンテンツC10をスクロールさせるので、動画像M10に関連する情報の訴求効果を向上させることができる。

40

【0146】

また、端末装置100は、動画像M10が表示されている領域が選択されたままでコンテンツC10を所定の方向（例えば、画面上方向）にスクロールさせる操作が行われた場合には、動画像M10を再生させる。また、端末装置100は、動画像M10が表示されている領域が選択されたままでコンテンツC10を所定の方向とは逆の方向（例えば、画面下方向）にスクロールさせる操作が行われた場合には、動画像M10を逆再生させる。このように、端末装置100は、スクロール操作の内容に応じて動画像M10の再生態様を制御するので、動画像M10に対する興味を生じさせる結果、動画像M10に関連する情報の訴求効果を向上させることができる。

【0147】

50

また、端末装置 100 は、動画像 M10 が配置された領域が所定の時間以上選択された場合には、選択が解除された場合にも、その動画像 M10 の再生を継続する。このため、端末装置 100 は、動画像 M10 に興味を有した利用者に動画像 M10 を閲覧させる際の操作性を向上させることができる。

【0148】

また、端末装置 100 は、動画像 M10 を選択した際にその動画像 M10 が再生させる旨を示すアテンション表示 A10 を表示する。このため、端末装置 100 は、利用者に動画像 M10 を選択させることができる。

【0149】

以上、本願の実施形態のいくつかを図面に基づいて詳細に説明したが、これらは例示であり、発明の開示の欄に記載の態様を始めとして、当業者の知識に基づいて種々の変形、改良を施した他の形態で本発明を実施することが可能である。

【0150】

また、上記してきた「部 (section、module、unit)」は、「手段」や「回路」などに読み替えることができる。例えば、配信部は、配信手段や配信回路に読み替えることができる。

【符号の説明】

【0151】

- | | | |
|-----------|-------------|----|
| 1 | 配信システム | |
| 10 | 登録端末 | 20 |
| 20 | コンテンツ配信サーバ | |
| 21、31、110 | 通信部 | |
| 22 | 記憶部 | |
| 23、33、150 | 制御部 | |
| 24 | コンテンツデータベース | |
| 25 | 入稿受付部 | |
| 26 | 要求受付部 | |
| 27 | コンテンツ選択部 | |
| 28 | 配信部 | |
| 32 | コンテンツ記憶部 | 30 |
| 34 | 受付部 | |
| 35 | 配信部 | |
| 100 | 端末装置 | |
| 120 | 記憶部 | |
| 130 | 入力部 | |
| 140 | 出力部 | |
| 151 | 要求部 | |
| 152 | 操作制御部 | |
| 153 | 表示制御部 | |
| 154 | 表示部 | 40 |
| 155 | 検出部 | |
| 156 | 再生部 | |

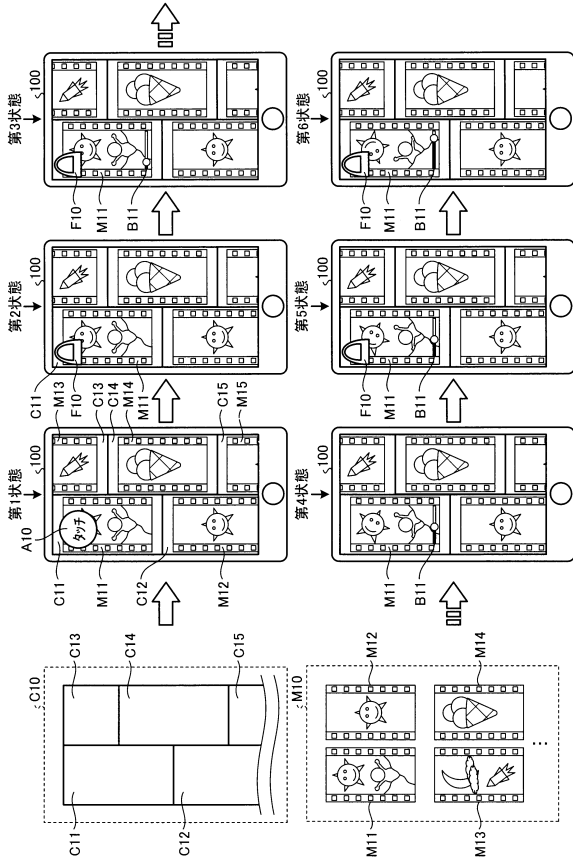
【要約】 (修正有)

【課題】動画像を含むコンテンツに係る情報の訴求効果を向上させることができる情報表示プログラム、装情報表示置、情報表示方法及び配信装置を提供する。

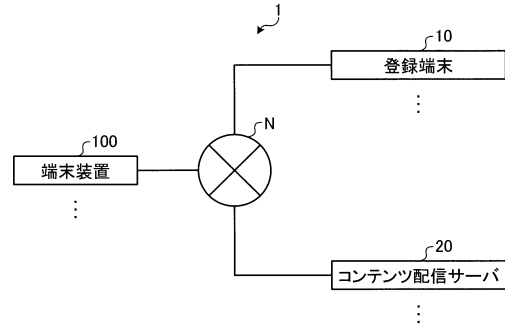
【解決手段】端末装置 100 の情報表示プログラムは、複数の動画像 M11、M12、M13、M14 が配置されたコンテンツ C10 を表示する表示手順と、コンテンツ C10 内の操作によって選択した領域に配置された動画像 M11 を、選択されている間のみ再生する再生手順とを実行させる。

【選択図】図 1

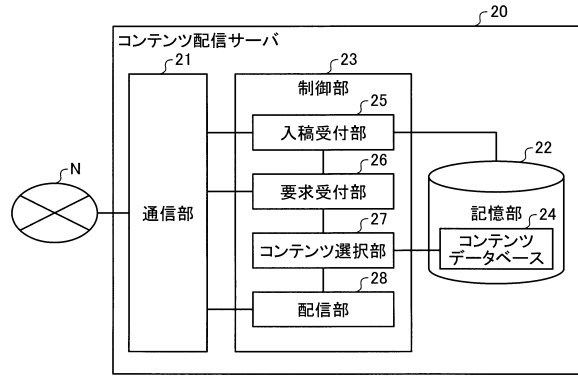
【図1】



【図2】



【図3】

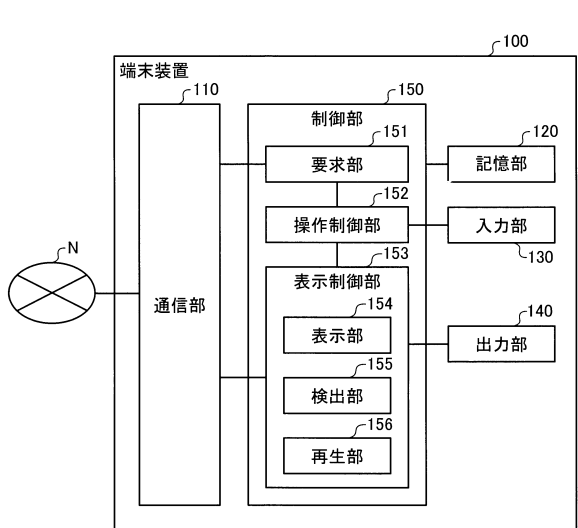


【図4】

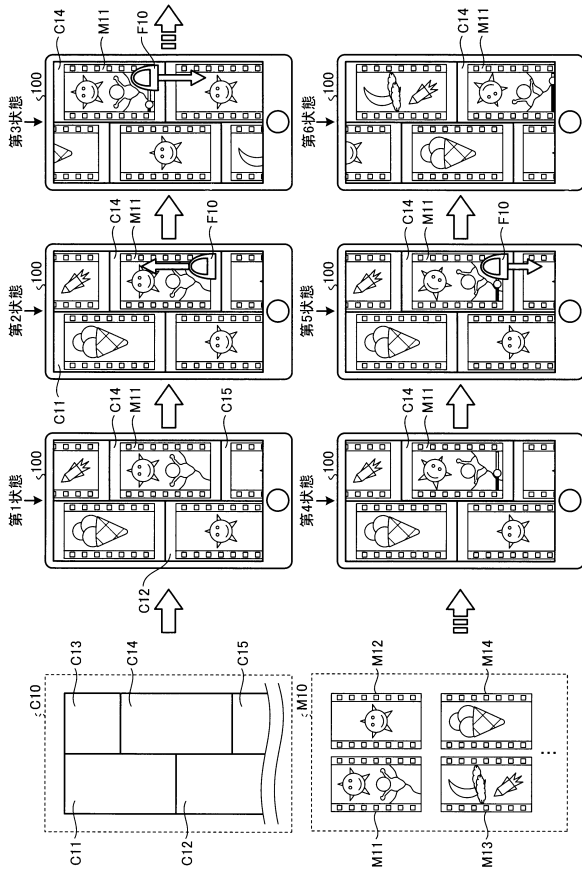
コンテンツID	配信コンテンツ	インプレッション数	再生回数	...
C10	M11	500	250	...
	M12	450	50	...
	M13	450	100	...

C20	M21	450	50	...
	M22	450	100	...
...

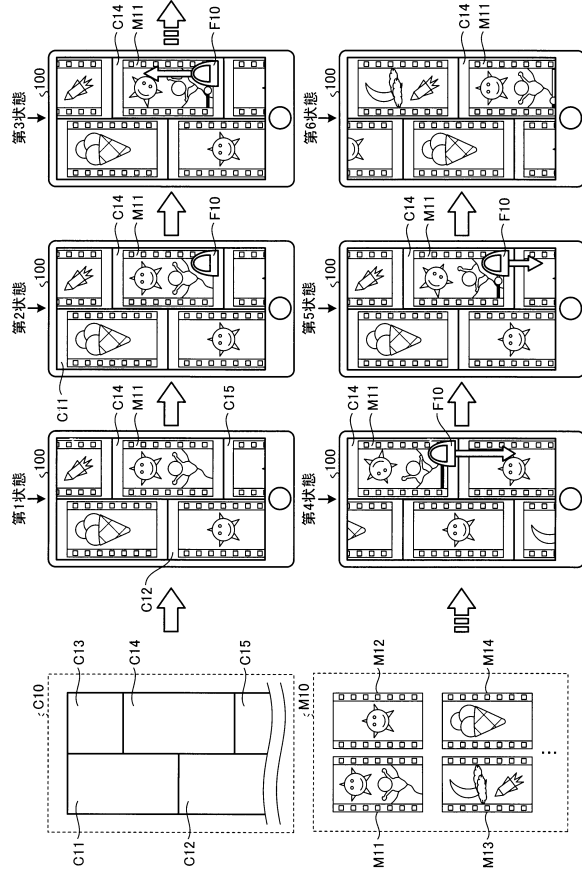
【図5】



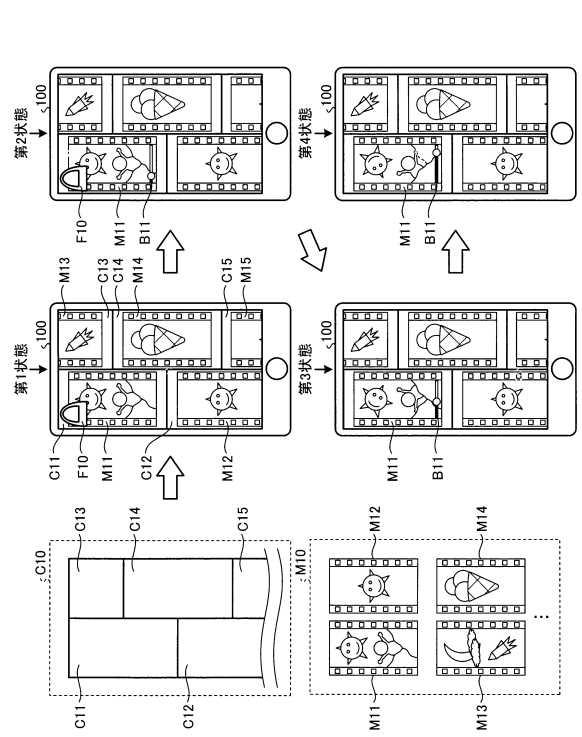
【図6】



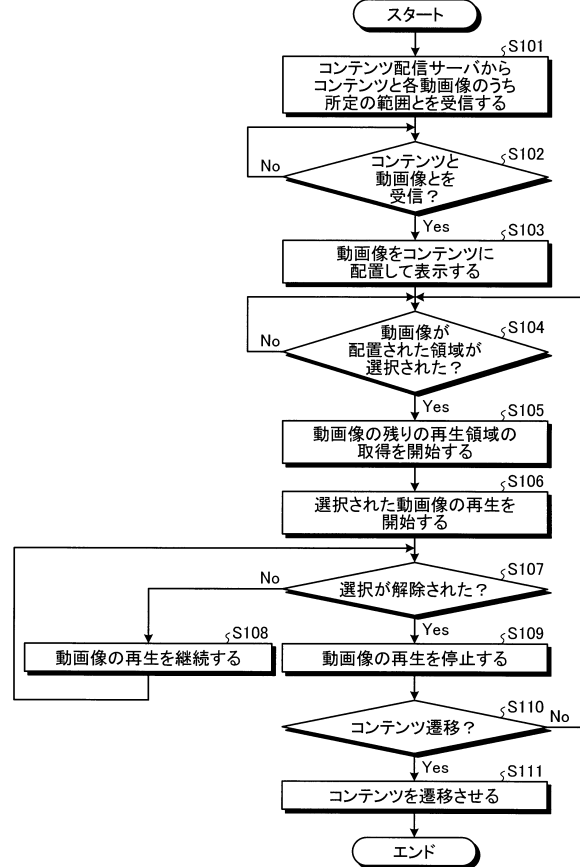
【図7】



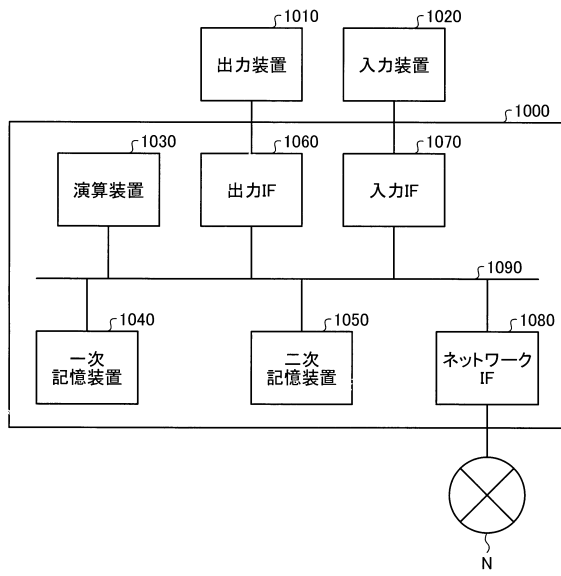
【図8】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2009-276952(JP,A)
国際公開第2015/125815(WO,A1)
国際公開第2013/105306(WO,A1)
特開2013-004083(JP,A)
特開2014-165752(JP,A)
米国特許出願公開第2015/0153910(US,A1)
特開2007-164710(JP,A)
特開2015-228595(JP,A)
特開2013-012036(JP,A)
特開2010-239652(JP,A)
特開2013-026700(JP,A)
特開2013-101570(JP,A)
特開2008-259023(JP,A)
特開2014-207680(JP,A)
国際公開第2015/052961(WO,A1)
特開2013-254514(JP,A)
特開2010-108011(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04N 21/00 - 21/858
H04M 1/00
G06F 3/033 - 3/039
G06F 3/048 - 3/0489